

十一、争議の経過

事業主側に於ては前項要求に對しては全部之を拒絶するの方針を以つて、二月十三日工場法並に健康保険法に依り工場主の義務に屬するもの以外は要求に應ずることを得ず。と回答し一方争議團の切崩を策するに至つたので、争議團側は目的貫徹の爲益々結束を固め郡内一般民衆に對し聲明書を發表して其の同情に訴ふると共に持久線（線）の決意をなして、友誼團體の應援を求め或は行商隊を組織し且つ警備隊を編成して示威運動的行動に出でんとする等漸次勞資の對立尖鋭化し解決の曙光見えざるのみならず、吉井町民が猛運動中の鐘淵紡績工場誘致上にも支障を生ずべしとの憂懼を抱くに至つた町民との感情も次第に激化せんとする傾向あり、遂に所轄吉井警察署長調停に乗り出し數回折衝の結

果組合解体を條件として二月二十日午前九時双方會見の下に次の通解決を告げたのである。

十二、解決條件

- 1、事業主は争議解決と共に解雇者全部を復職せしむること
- 2、事業主は就業規則を改正し労働條件の向上を圖ること
- 3、争議費用に代ふべきものとして材木同業組合長山下寛吾個人の資格を以て金百圓を支給すること
- 4、争議團は争議解決と共に浮羽製材従業員組合を解体すること